

本宮市固定資産税の共有資産に係る代表者選定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、複数の者が所有する固定資産(以下「共有資産」という。)に係る固定資産税の納付の履行を請求する代表者(以下「共有代表者」という。)の選定基準などについて、必要な事項を定めるものとする。

(共有代表者の選定)

第2条 共有代表者の選定は、次の各のいずれかに該当するときに行う。

- (1) 固定資産を共有資産とする登記があったとき。
- (2) 所有権持分移転等により、共有資産の所有者の構成員(以下「共有者」という。)の異動に係る登記があったとき。
- (3) その他固定資産税の賦課事務及び徴収事務を処理するうえで、特に必要と認めるとき。

(共有代表者の選定)

第3条 固定資産税の共有代表者の選定基準については、別表のとおりとする。ただし、同一共有が既にある場合は、その者とする。

(共有代表者の変更)

第4条 共有代表者の変更は、次の各号のいずれかに該当するときに行う。

- (1) 共有代表者が死亡し、または居所不明となったとき。
 - (2) 共有者から代表者の変更の申し出があった場合において、共有代表者変更届の提出がなされたとき。
 - (3) その他、固定資産税の賦課事務、及び徴収事務を処理するうえで、特に支障があると認めるとき。
- 2 共有代表者の変更は、申告書の提出のあった日の属する年度の翌年度より行うものとする。
- 3 共有持分のみの変更、及び共有代表者以外に変更があった場合には、代表者の変更は行わないものとする。

別 表

新規共有資産代表者選定順位	
1	市内に在住する者（物件所在地に居住している者が優先）
2	共有持分の多い者
3	世帯主
4	登記簿における権利部所有欄に先に記載されている者
分譲地における新規共有資産代表者選定順位	
1	登記簿における権利部所有欄に先に記載されている者
2	共有持分の多い者